伐採及び伐採後の造林の届出書

年　　月　　日

えびの市長　様

【立木所有者】　　　　　　　　　　　　　　　　　　【伐採後の造林をする者】(土地所有者・造林者)

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

（携帯）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

【伐採事業者】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【仲介業者】

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

（携帯）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（携帯）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により遵守事項を確認の上届け出ます。なお、裏面**遵守事項**を確認し、伐採することを誓約します。

**１．森林の所在場所**

|  |
| --- |
| えびの市　　　　　　　　　　字　　　　　　　　　　　　　　　番 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 伐採計画 | 伐採面積 | 　　　　　ha(うち人工林　　　　ha、天然林　　　　ha) |
| 伐採方法 | 主伐（　皆伐　・　択伐　）　・　間伐 | 伐採率 | ％ |
| 作業委託先 |  |
| 伐採樹種 |  |
| 伐採齢 |  |
| 伐採の期間 | 年　　　月　　　日　　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 集材方法 | 車両系（集材路）　・　架線　・　その他（　　　　　　　　　） |
|  | 集材路の場合予定幅員・延長 | 幅員　　　　　ⅿ　・　延長　　　　　ⅿ |
| 造林計画 | 種類 | 期間 | 樹種 | 樹種別の面積 | 樹種別の植栽本数 | 鳥獣害対策 |
| 人工造林（植栽・人工播種） | 年　　月　　日～年　　月　　日　 |  | ha | 本 | 有 ・ 無( ) |
| 天然更新（ぼう芽・天然下種） | 年　　月　　日～年　　月　　日　 |  | ha |  | 有 ・ 無( ) |
|  | ５年後において適確な更新がなされない場合 | 年　　月　　日～年　　月　　日　 |  | ha | 本 | 有 ・ 無( ) |

**２．伐採及び伐採後の造林の計画**

**３．伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途**

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

**４．備考**

**５．添付が必要な書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①隣接者との境界確認書【様式第２号】（必須） | □ | ②森林の位置図及び区域図【公図等】（必須） | □ |
| ③届出者を確認できる書類（必須）（届出者が連名の場合はそれぞれ） | □ | ④森林の所有を確認できる書類（必須） | □ |
| ⑤伐採の権限関係書類（立木の売買等を行った場合必須） | □ | ⑤協議報告書【様式第３号】 | □ |

**届出者記載に係る注意事項**

ア　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

イ　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

**添付が必要な書類に係る注意事項**

ア　届出者を確認できる書類とは、個人にあっては住所・氏名がわかる書類の写し（例：マイナンバーカード、運転免許証、公的機関からの送付された通知書類等）、法人にあっては法人の登記事項証明書や法人番号が記載された書類などの写しとする。

イ　森林の所有を確認できる書類とは、土地の登記事項証明書、要約書、土地家屋名寄帳等、固定資産税納税通知書などの写しとする。

ウ　伐採の権限関係書類とは、届出者が森林の土地所有者でない場合における立木売買契約書や立木の登記事項証明書などの写しとする。

**伐採に係る注意事項**

ア　面積は、少数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

イ　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

ウ　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

エ　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

オ　伐採の期間が１年を超える場合においては、伐採における年次計画書を提出すること。

**造林に係る注意事項**

ア　樹種別の造林面積は、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

イ　植栽による面積は、えびの市森林整備計画において、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

ウ　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

エ　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

オ　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

|  |
| --- |
| 遵守事項１．伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。２．地元関係者及び隣接者に対して、伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。３．伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意します。４．伐採時の事故防止に努めるとともに、資機材等の搬入出を行う際の交通安全など、周辺地域の状況に十分配慮を講じます。万が一破損した場合は、原型復旧を行います。５. 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。６．伐採行為により生じた土地の境界等の紛争は、当事者間で解決することを誓約します。 |

カ　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

**再造林等に係る情報提供の同意について**

この届出をもって、伐採跡地の情報を公開し、関係機関等への提供に同意したとみなします。